

業務委託契約書

群馬県（以下「甲」という。）と **本件業務受託者名が入る**（以下「乙」という。）は、次の条項により、「令和7年度 ぐんま Agri×NETSUGEN 共創」実証事業に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

（1）業務の名称 令和7年度「ぐんま Agri×NETSUGEN 共創」実証事業（**実証テーマ名が入る**）

（2）業務の内容 別添「委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月13日までとする。

（契約の金額）

第4条 契約金額は、金 **契約金額が入る** 円（消費税額及び地方消費税額込み）を上限とする。消費税額及び地方消費税額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、本体価格に100分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金の支払いについては、群馬県財務規則第199条第1項第6号の規定に基づき免除する。

（委託業務の遂行方法、提案書、実証事業計画書等）

第6条 乙は、仕様書に基づき、委託業務の遂行に必要な具体的な履行方法等について、「事業実施計画書」を作成し、甲と協議のうえ実施しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない事項については、甲の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

3 乙は、甲から請求があったときは、委託業務の進捗状況について報告しなければならない。

（委託業務の完了及び検査）

第7条 乙は、第3条の履行期間内に、仕様書に規定する成果品を甲に提出しなければならない。

2 甲は、本件成果品の提出があったときは、これを受理した日から10日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）又は当該委託業務の履行期限の末日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、当該委託業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に書面で通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による検査の結果が不合格となったときは、直ちに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

（委託料の支払い）

第8条 甲は、前条の検査を完了したときは、乙から書面による請求を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（概算払）

第9条 前条の規定にかかわらず、委託業務を行うため甲が必要と認めるときは、乙は、第4条に定める契約金額の10分の6に相当する額の範囲内で概算金を請求（別紙様式第1号）することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該書類を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（契約内容の変更）

第10条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上合意を得ることにより、本委託業務の内容を変更させることができる。

2 前項の場合において、甲及び乙が必要があると認めるときは、甲乙協議の上、本契約の履行期間、委託料を変更するものとする。

3 甲は、第1項の変更により乙に損害を与えたときは、甲乙協議の上、必要な費用を負担しなければならない。

（再委託の事前承認）

第11条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に甲乙協議の上、あらかじめ甲が承諾した場合は、乙の責任の範囲において、業務の一部を第三者に委託させることができるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により協議し、あらかじめ甲が承諾した場合は、この限りではないものとする。

(成果物の所有権及び著作権)

第13条 本件成果物の所有権や著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、甲に帰属し、甲は事前の連絡なく加工及び2次利用できるものとする。ただし、当該著作物のうち乙が従前より保有するものの著作権は、乙に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

- (1) 契約の履行期限内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (4) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という）であると判明したとき。
- (5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という）の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (6) その他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項各号の規定により契約を解除したとき（同項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の100分の10に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は第1項各号の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、同法第7条

の2第1項の規定による課徴金納付命令)又は同法第85条第1項の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人)が刑法第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の100分の20に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第16条 乙が、第14条第2項並びに第15条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第17条 甲は、本件成果品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、甲の指定した方法により乙に対して、修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求(以下、「追完請求」という。)することができる。

2 甲は、本件成果品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完請求を行うことなく甲の選択により、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)について、第7条に定める検査完了の日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第18条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(財務規則の適用)

第19条 この契約に定めのない事項については、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の定めによるものとし、なお、疑義があるときは、甲と乙が協議して定める。

(損害賠償)

第20条 乙の従事者が本件業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。本件業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第22条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(秘密情報及び個人情報の取り扱いについて)

第23条 甲及び乙は、本契約の履行に関して知り得た相手方の秘密情報については、各種法令の規定に則り管理するものとする。

2 甲及び乙は、本業務の実施に伴う個人情報の取扱いについては、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

※書面による契約締結の場合

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

※電子による契約締結の場合

上記契約の締結を証するため、電磁的記録によって本書を作成し、甲及び乙は合意の上、電子署名を施す。

令和7年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県知事 山本 一太

乙 住所が入る

本件業務委託の受託者名が入る

本件業務委託の代表者が入る

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第6 乙は、本社所在地及びその支店において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 乙は甲が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙が個人番号利用事務等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第10条第1項)の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報(番号法第2条第8項)。以下同じ。)を取り扱うことができる従事者及びその権限をあらかじめ明確に定めた上で、甲に書面により報告するものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、書面による甲の許諾を得たときを除き、この契約による個人情報取扱事務について、第三者にその処理を委託(委託先が乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)してはならない。

2 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による個人情報取扱事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方がこの契約に基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による個人情報取扱事務を再委託する場合には、乙及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約終了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間終了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報記録された資料等を削除又は廃棄する場合には、資料の溶解等復元できない手段で確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

(従事者への周知及び監督等)

第10 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により罰則(個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、さらに番号法第9章に定める罰則)が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は前項に加え、番号法・

ガイドライン（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号））その他の規定により義務づけられている安全管理措置を図るため、従事者に対する監督・教育を行わなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第11 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

（立入調査等）

第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び再委託先の監督の状況について随時調査し、又は定期的な報告を求めることができる。

2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報の取扱い状況について管理台帳を作成し、この特記事項の遵守状況とともに、少なくとも半年に一度、甲に報告しなければならない。

（事故報告）

第13 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい、滅失及びき損等個人情報の適正な管理に反する事故・事件が発生した場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第14 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第15 乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

令和7年度「ぐんま Agri×NETSUGEN 共創」実証事業 業務仕様書

1 概要

(1) 事業目的

労働力不足、資材高騰、経営の効率化等のさまざまな群馬県の農業経営体等の課題を解消し、所得向上につなげ、農業を魅力ある産業にするとともに、企業的農業経営体の育成を図る。

そのためには、農業の生産性を向上させることが不可欠であり、革新的な技術力を蓄積し、新たな発想を持つスタートアップとの協業（オープンイノベーション）により課題解決を行い、所得の向上や労働力の確保につながり、持続可能な農業を確立することを目指す。

(2) 実証テーマ

令和7年度「ぐんまAgri×NETSUGEN共創」実証事業公募型プロポーザルに企画提案し採択されたテーマとする。

2 業務内容

(1) 事業実施計画書（以下、計画書という）の作成・更新

- プロポーザル審査の際に提出した企画提案書を元に、実施内容、スケジュール、成果目標、執行予定経費等について詳細に記載すること
- 計画書の内容について県と合意の上、本事業に着手すること。
- 計画書に更新がある場合、事前に協議を行った上で提出すること。

(2) キックオフミーティング、中間報告会の開催

- 契約締結後、速やかに県とキックオフミーティングを行うこと。
- キックオフミーティングの内容については、事業実施内容、スケジュール、目標設定等について協議を行うものとする。
- 中間報告会を10月中に開催すること

(3) 進捗報告の実施

- 事業の進捗状況に応じて計画書を更新し、進捗状況報告書として県に提出すること。また、進捗報告に際し、県がWEB会議等によるヒアリングを求めた場合には、これに応じること。
- 進捗報告は、7月、10月、1月中に行うこと。また、10月については中間報告会と兼ねること。
- 事業内容の軽微な変更については、進捗報告の際に報告すること。
ただし、以下に該当する場合は事前に相談すること。
① 経費全体の3割を超える減少

② 共同事業体の追加又は変更

(4) 成果報告会の参加

県が主催する成果報告会（令和８年３月上旬を予定）に参加すること。

(5) 実績報告

①実績報告書

計画書を更新する形で、実績、証跡（データ、画像、動画等を添付）、考察等の成果を記載すること。

なお、スケジュールを含め計画と対比した実績を記載すること

②実証技術等導入手順書

成果報告会やホームページでの広報周知を想定し、実証成果の導入に向けて、農業経営体等が参考となる内容とすること。

③支払いに関する経費項目毎の元帳及び証憑書類等

(6) 動画広報用の素材提供

実証事業で得られた成果（取得したデータ等を含む）を県が活用、周知できるよう、実証中に得た画像や動画データを提供すること。

3 成果物等の提出方法

電子ファイルをメールで提出する。

提出先 ●●@pref.gunma.lg.jp

7 MBを超える場合、アップロードリンクの発行を依頼すること

4 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費の使途は計画書に記載した内容とし、経費の３割を超える減少等の変更が必要な場合、県の事前承諾が必要となる。また、委託費は本事業終了後に本件業務委託の受託者の実績報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払われる。

(2) 委託費の内容

ア 事業実施に係る経費は、別表のとおりとして、それ以外に必要な費用として認めない。

イ 一般管理費（上限１０％）を計上することができる。

ウ 経費（消費税及び消費税相当額を含む。）、一般管理費を積算し、委託費の総額とする。

なお、委託契約は「役務の提供」に該当し、その対価である委託費は消費税の課税対象となることから、委託費に係る消費税は受託者が納付しなければならない。そのため、「人件費」等の消費税に関して不課

税、非課税又は免税取となる経費についても、消費税率を乗じた消費税相当額を計上するものとする。

エ 人件費については、後述するところに従うものとする。

オ 計画書の作成にあたっては、適切に積算を行わなければならない。

また、実績報告書の作成にあたっては、支払いに関する証憑書類等が適切に整備されていなければ、原則、必要な費用としてこれを認めない。

カ 金額、単価、時間などに基づいて実際に支出した経費を算出する場合における小数点以下の端数処理は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号））に準じ、原則、切り捨てとする。

キ 連携する農業経営体が保有する実証フィールドを利用する場合、実証フィールドの範囲で使用する次の費用（ほ場賃借料、管理人件費、種苗費、肥料費、農薬費、光熱水費等）を計上することができる。

ク 実証フィールドから得られる収穫物は農業経営者に帰属するものとする。

5 知的財産の取り扱い

（1）権利の帰属

契約期間中に知的財産権が発生した場合、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条に準じ、一定の条件のもとで所定の手続きにより、当該知的財産権を本件業務委託の受託者側に帰属させることが可能である。

（2）共同事業体における知的財産の取り扱い

知的財産の発明者が複数に渡る場合等において、特許権利者、持ち分割合、費用負担等についてあらかじめ共同事業体で取り決めることを推奨する。

（3）県の活用

本契約によって新たに発生した知的財産については、県が実施する場合、知的財産実施料等を請求されないものとする。詳細については、契約時に協議して定めるものとする。

6 契約に関する条件等

（1）農業経営体等によるデータの提供について

本件業務委託の受託者は、本事業で農業経営体等からデータの提供を受ける際には、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン

～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和2年3月農林水産省)に準拠し、取り決めておくべき事項について合意を行うものとする。

(2) 事業の履行

本件業務委託の受託者は、県と定期的な連絡調整を行いながら円滑に事業を実施すること。

また、疑義や事故、事業変更の必要等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。

別表 経費一覧

下表のとおり分類・整理するものとする。

大分類	中分類	説明
Ⅰ. 物品費	1. 機械物品費 (月額使用料等)	委託事業の実施に直接必要な機械物品等の調達（必要となる品物・お金・労働力・サービスなどを用意（準備）すること）に係る経費。 【特記事項】 - 経費としては実証期間中の月額使用料相当額のみ計上可能です。（購入を妨げるものではありませんが、購入経費全額は経費計上不可とします。） - 自社が保有する機械・物品等の場合は、耐用年数、原価額、破損等時の保険料等を加味して経費を設定してください。 - 自社が保有するシステム（営農管理システム、労働力マッチングシステム等）の場合は、月額使用料、利用アカウント数等を加味して経費を設定してください。 - 汎用的な農業機械等（トラクター、コンバイン等）については、同事業の意図しない単なる機械導入と見なされるため、原則認められません。 - 委託経費が抑えられる場合は、経済性の観点から最適な調達方法を選択してください。 - 調達予定の機械物品等は実施計画書に記載してください。 - 一般的な建物や構築物、汎用性の高い備品（パソコン、タブレット、保管庫等）の調達は、原則認められません。
	2. 消耗品費	委託事業の実施に直接必要な物品（取得単価が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。
	3. 実証フィールドで使用する次の費用	①は場賃借料 ②資材費（種苗費、肥料費等）、燃料代、光熱水費等 ③実証フィールドで想定される通常営農からの減収相当額
Ⅱ. 人件費・謝金・旅費	1. 人件費 (実証担当者費)	実施計画書に実証担当者として記載され、本委託事業を主体的に実施する担当者等の人件費（原則として、本給、賞与、諸手当（福利厚生に係るものを除く）は含まない。また、共同事業体の構成員であっても、自治体職員等の人件費計上は不可とする。） 実証担当者に係る人件費は、実施計画書の実行に係る事業に直接従事した分のみを計上できる。 なお、予算の有効活用や事業負担の軽減等を目的に、人件費の計上を行わない実証担当者を実施体制に加えることも可能である。

		人件費は、「人件費単価」に「従事時間」を乗じて算出する。 なお、以下の点に留意すること。 ● 人件費単価の根拠を明らかにすること。 ● 従事時間の根拠を明らかにすること。 ● 就労形態、人件費単価、残業時間、支給額に留意し計上すること。 ● 時間単価の他に、就労形態によって月額、日額を用いることもあり得る。
	(実証補助者費)	委託事業に直接従事するアルバイト、パート、派遣社員等の経費（福利厚生に係る経費を除く）。実証担当者の指示の下に本委託事業の補助を行う者をいう。
	(ほ場管理者費)	連携する農業経営体等を想定して実証フィールドの管理、データ集計等に直接従事した場合の経費（福利厚生に係る経費を除く）
	2. 謝金	委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む。）の開催や運営に要する委員等（講演依頼を行う外部講師を含む。）への謝金又は個人による役務の提供等への謝金。
	3. 旅費	委託事業の実施に直接必要となる出張等での、実証担当者等の旅費（交通費、日当、宿泊費）、及び上記2の委員等に支払う旅費
Ⅲその他	1. 外注費（事業請負費（ソフトウェア外注費含む）、保守費、改造修理費）	委託事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注に係る経費（事業請負費（ソフトウェア外注費を含む。）、保守費及び改造修理費）。
	2. 印刷製本費	委託事業の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要した経費。
	3. 会議費	委託事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む。）の開催や運営に要する会議費、会場借料、消耗品費、資料作成費、その他の経費。

	4. 通信運搬費 (通信費、機械装置等運送費)	委託事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料及び機械装置等運送費等。
	5. 光熱水費	委託事業の実施に直接使用するプラント及び機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。
	6. その他(諸経費)	また、委託事業の実施に直接必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費。
IV一般管理費	一般管理費	I～Ⅲの経費(消費税及び消費税相当額を含む。)合計額に一般管理費率を乗じた額。 一般管理費率は、受託者が算出した比率と10%を比較していずれか低い率を上限とする。

別添様式 1

令和 7 年度「ぐんま Agri×NETSUGEN 共創」実証事業

委託料概算払請求書

番 号
令和 年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
名 称
代表者

令和 年 月 日付けで契約締結した標記業務について、
下記により委託料 金 円を概算払により交付されたく委託契約書第 9 条の
規定により請求します。

記

県委託費	既受領額		今回請求額		残 額		事業完了予定 年 月 日	摘 要
	金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	出来高		
円	円	%	円	%	円	%		

理由